

地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省では「地域公共交通確保維持改善事業」により、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援しています。

事業の概要

この事業は、大きく分けて以下の3つの内容で構成されています。

・地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）

バス交通や離島航路・航空路といった生活交通の確保維持を支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

・快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）

鉄道駅等のバリアフリー化、公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性向上などを支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画等策定の後押し（地域公共交通調査等事業）

地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定、

地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

<東日本大震災被災地への支援>

このほか、復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通の確保・維持を支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ

